

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| こども誰でも通園制度の<br>本格実施に向けた検討会（第3回） | 資料<br>6—1 |
| 令和7年12月19日（金）                   |           |

## こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）

令和7年12月●日  
こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会

|           |                                  |    |
|-----------|----------------------------------|----|
| <b>第1</b> | こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景 .....   | 2  |
| <b>第2</b> | 令和8年度以降の制度の在り方について .....         | 3  |
|           | 1 令和8年度以降の利用可能時間について .....       | 3  |
|           | 2 公定価格・利用料について .....             | 4  |
|           | 3 こども誰でも通園制度の研修について .....        | 6  |
|           | 4 その他の事項について（手引、総合支援システム等） ..... | 8  |
| <b>第3</b> | 中長期的な課題について .....                | 9  |
|           | 1 利用可能時間の見直しについて .....           | 9  |
|           | 2 公定価格の見直しについて .....             | 10 |
|           | 3 こども誰でも通園制度の対象者について .....       | 10 |
|           | 4 こども誰でも通園制度の効果検証について .....      | 11 |
| <b>第4</b> | おわりに .....                       | 12 |

## 第1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

- こども誰でも通園制度は、『こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）』において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」とされているとおり、『こども基本法（令和4年法律第77号）』に規定された基本理念を踏まえ、保育所等（※）に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために具体化が進められてきたものである。

（※）保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所等

- この制度は、令和6年6月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）』により、令和7年度以降、『児童福祉法（昭和22年法律第164号）』において、「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、『子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）』においては、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となる。

令和7年度における制度の在り方については、昨年度に開催した「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において検討してきたところである。

- このような状況の中で、こども誰でも通園制度の令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について議論するため、名称を「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」に変更した上で、本年7月より複数回にわたり議論を行ってきたところであり、当該議論を踏まえ、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、以下のとおり、取りまとめる。

## 第2 令和8年度以降の制度の在り方について

### 1 令和8年度以降の利用可能時間について

- こども誰でも通園制度の利用可能時間については、令和7年度については、こども一人あたり「月10時間」を上限とされているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している。

これは、「令和7年度の利用可能時間については、こども誰でも通園制度を法律上の制度として実施するに当たり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を国による補助基準上の上限とすることが適当」（こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（令和6年12月26日）「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」）という考え方を踏まえて設定されたものである。

- この点、令和8年度以降の利用可能時間については、以下のような意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 各自治体において可能な限り多数のこどもたちに利用していただく方向で進めていただくことが望ましく、提供体制や保育人材の確保が引き続き課題になっている現状等を踏まえると、月10時間で開始することもやむを得ないのではないか。
  - ・ 待機児童や保育人材の確保の状況が地域ごとに異なることを踏まえ、地域の実情に合わせた利用可能時間の設定を可能としてはどうか。
  - ・ 短い利用時間では保育者にかえって負担がかかるのではないか。
  - ・ こどもの育ちを応援するという制度の意義・目的を十分に発揮するためには利用可能時間を拡充するべきではないか。
  - ・ まずは月10時間から開始するとしても、制度の意義・目的に対して利用時間は十分なのかという観点等から、今後も制度の効果を検証しながら利用時間の拡大について検討するべきではないか。
- こうした意見等を踏まえ、令和8年度以降の利用可能時間については、同年度からこども誰でも通園制度は全国で実施することとなり、

全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、9割弱の自治体が令和8年度以降にこども誰でも通園制度を開始する中で、

- ・ 全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと（※1）
- ・ 保育人材の確保が課題となっている現状（※2）

を踏まえると、引き続き、「月10時間」とすることが適当である。

（※1）令和7年4月1日時点の定員充足率は88.4%（対前年▲0.4%）と令和6年4月1日から横ばい。

（※2）令和7年4月の保育士の有効求人倍率は2.58倍（対前年同月比で0.16ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.18倍（対前年同月比で同数値）と比べると、依然高い水準で推移している。

- また、利用可能時間について、令和8・9年度の2年間については、人材確保などの課題があり、国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体において、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置が設けられているが、この仕組みに関しては、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定可能とすることが適当である。
- その上で、今後の利用可能時間については、引き続き提供体制及び保育人材の確保の状況を注視しつつ、制度の意義、目的に対して十分なのかという観点等から効果検証を行い、その在り方について検討していくべきである（第3の1も参照）。

## 2 公定価格・利用料について

- 令和7年度については、子ども・子育て支援交付金において実施をしており、こども一人1時間当たりの単価は、令和6年度の試行的事業における850円から引き上げられ、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円となっている。これに加え、障害児や要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合に加算が設けられている（障害児・要支援家庭のこども：400円、医療的ケア児：2,400円）。

- また、利用料については、事業者は、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することができることとされている。
  
- この点、令和8年度以降の公定価格・利用料については、以下のよう  
な意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 現行の単価では、安定的な運営の確保が難しいため、単価を引き上げてはどうか。
  - ・ 安定した運営のため、利用時間数に係る給付のみではなく、運営に対する基礎分の給付を検討してはどうか。
  - ・ 研修受講等に伴う時間外手当や代替職員の配置等にも対応した公定価格とするべきではないか。
  - ・ 法定化する事前面談を含めた保護者支援等について加算措置を設けてはどうか。
  - ・ 質の向上の観点から、従事者に占める保育士の比率に応じた加算措置を設けてはどうか。
  - ・ 利用料については、こども誰でも通園制度が「誰でも」利用できる制度となるよう、事業所によって大きな差が生じたり、負担が過重にならないよう配慮するべきではないか。
  
- こうした意見等を踏まえ、まずは、公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価＋加算という構造を維持することを前提に、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定するべきである。加算については、現行の加算（障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算）に加え、地域特性への配慮や保護者支援の充実等を含め、事業所の取組を適切に評価できるよう検討するべきである。
  
- 利用料については、公定価格と併せて、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することができることとするべきである。一方で、利用者の負担が過度に重くならないよう、事業者が利用料を設定する際の参考として、標準的な額を示すことが適当である。また、低所得者層に対する負担軽減策を検討するべきである。

- また、令和8年度以降は居住する自治体を越えた広域利用が可能となる中で、自治体の請求業務が円滑に実施されるよう、総合支援システムの適切な活用を含め周知していくべきである。
- なお、利用料については、事業者ごとに設定が行われることとなる  
ところ、現場で混乱が生じないよう、総合支援システム等における利用  
料等の見える化を行うとともに、留意事項等を整理した上で、自治体・  
事業者等に対し周知していくことが必要である。
- その上で、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化  
を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可  
能となるよう継続的な見直しを行うべきである（第3の2も参照）。

### 3 こども誰でも通園制度の研修について

- 令和7年度においては、保育士以外の者が本制度に従事するためには、本制度への従事前の子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等を修了していることが条件とされている。
- その上で、令和8年度の本格実施に向けて、本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、制度の全国的実施に向けた保育人材の育成を図るとともに、従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解し、認識を共有するための研修教材を開発する調査研究が実施されているところである。
- この新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とすることや、令和8年度については従前の要件を満たす者も従事できることとする経過措置を設けることについて、以下のような意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 制度の対象者が6か月から満3歳未満であることを踏まえると、保

育士資格を有しない者は新コースをしっかりと受講していただく必要があるのではないか。

- ・ 子育て支援員研修については、自治体における実施状況は様々であり、研修修了を一律に要件とすることは慎重な検討が必要なのではないか。
- ・ 自治体の準備等を踏まえると、研修の普及には時間がかかることも考えられ、経過措置は複数年度設ける必要があるのではないか。
- ・ 研修修了を要件とすることに伴い、従事者の研修受講状況について自治体が確認する必要があることを踏まえ、修了者の管理の在り方等を検討するべきではないか。

○ こうした意見等を踏まえ、

- ・ 令和8年度以降、新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とすることと併せて、
- ・ 令和8年度においては、令和7年度に開発中の全ての従事者向けの研修教材の視聴を前提に、従前の要件を満たす者も従事できることとする経過措置を設けるとともに、
- ・ 令和8年度において経過措置の適用により従前の要件を満たす者として従事を開始した者については、令和9年度以降も引き続き従事を可能とする

仕組みとすべきである。

○ その上で、令和8年度以降に各自治体において新コースが円滑に実施されるとともに、経過措置の運用が適切に行われるよう、研修の履歴管理を含めた研修の実施と経過措置の運用の具体的な在り方について検討を進め、可能な限り早期に自治体に示す必要がある。

○ なお、経過措置については、令和9年度以降についても適切に保育人材を確保できるよう、各自治体における研修の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じて、その期間の延長についても検討するべきである。

○ また、中長期的には、自治体による子育て支援研修の実施状況等や

現場のニーズを踏まえ、必要があれば、複数のコースを受講する必要がある場合等への対応を含め、研修の在り方について検討することが考えられる。

#### 4 その他の事項について（手引、総合支援システム等）

- 令和8年度からこども誰でも通園制度を本格実施するに当たり、利用可能時間の設定（第2の1）、初回面談の基準化、離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施の特例等の内容を含む、所要の下位法令が整備されているが、こども誰でも通園制度の実施に当たって法令解釈の紛れが生じないように、解釈通知等を整備し、可能な限り早期に示すべきである。
  
- こども誰でも通園制度の円滑な実施に向けては、全ての自治体が着実に環境整備を進められるよう支援することが重要であり、国として、自治体の準備業務のチェックリスト等を活用しながら自治体の準備状況等を継続的に確認しつつ、引き続き、都道府県と連携しながら伴走的に支援を行うべきである。
  
- こども誰でも通園制度の実施に関する手引については、令和8年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和7年度の実施状況等を踏まえつつ、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴きながら、実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂案をとりまとめ、令和7年度末までに示すべきである。
  
- こども誰でも通園制度総合支援システムについては、令和7年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、利便性の向上や効果的・効率的な制度運用に資するよう、引き続き、必要な改修を継続的に行っていくべきである。
  
- こども誰でも通園制度の広報については、令和8年度から全国で本格実施されることを踏まえ、対象となる全ての子育て世帯がこの制度を認識し、その利用に繋げるため、国として、制度開始までの期間に

において集中的に取り組むとともに、自治体向けに広報資材等を提供する等の支援を進めるべきである。

- こども誰でも通園制度を地域全体で発展させていくためには、地域内で事業者同士が意見交換や情報共有を行う場を設ける等、地域の課題を解決していく当事者として連携を深め、ネットワークを形成していくことが重要であり、国としても、こうした質の向上につながる取組を後押ししていく必要がある。

### 第3 中長期的な課題について

#### 1 利用可能時間の見直しについて

- こども誰でも通園制度の利用可能時間については、令和8・9年度は、各自治体の提供体制や保育人材の確保の状況も様々であることから、まずは月10時間で開始することが適当であるが、制度の意義・目的を十分に発揮する等のためには利用可能時間を拡充すべき等の意見もある中で、今後、制度の実施状況等を踏まえながら、その在り方について検討していく必要がある。
- 検討に当たっては、次の観点に留意しつつ、具体的なデータに基づき行う必要がある。
  - ・ 月10時間という利用可能時間が、制度の意義、目的に対して十分であるか。制度の利用がこどもの育ちに与える年齢ごとの影響等を検証していく必要がある。その際には、利用可能時間を独自に設定している自治体と比較する等の工夫も求められる。
  - ・ 月10時間を超える利用可能時間の提供体制の確保が全国で可能であるか。まずは、全国の自治体において対象となる全てのこどもが月10時間利用できる提供体制が確保できているか検証する必要がある。
  - ・ こども誰でも通園制度に従事する保育人材の確保は十分に行われているか。保育士の確保状況については引き続き注視しつつ、保育士以外の人材についても、こども誰でも通園制度の従事者向けの研修の実施状況を含め、その確保状況の実態を把握する必要がある。

- その他、令和12年度からの第4期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた自治体の準備の状況や、財源確保の課題等も踏まえつつ、実際の利用者・保育者からも丁寧に意見を伺いながら、検討を進めるべきである。

## 2 公定価格の見直しについて

- こども誰でも通園制度の公定価格については、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行うべきである。
- 見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要である。

## 3 こども誰でも通園制度の対象者について

- こども誰でも通園制度の対象者は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とされている。
- 対象年齢の下限については、0歳6か月までの期間については伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であることを踏まえ、0歳6か月とされているところである一方で、保育所は生後57日からの預りが可能な施設となっていることや、通園が0歳児に多い虐待死を防ぐことに繋がる可能性もあること等から、その引下げを求める意見もある。
- 乳幼児期におけるこども・子育て支援はこども誰でも通園制度のみにより担われるものではなく、伴走型相談支援等を基本として、産後ケア事業、家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業）等の様々な支援策を適切に組み合わせ

ながら支援していくことが重要であり、これらの関係施策の充実と自治体の活用促進を図りつつ、併せて、こどもの安全確保に留意しつつ、対象年齢の下限の在り方について検討を進めることが考えられる。

- また、対象年齢の上限については、満3歳に到達することで教育・保育給付の1号認定を受けることができるようになり、幼稚園等に通園することが可能となるため、子ども・子育て支援法上、満3歳未満とされているところであるが、自治体によって満3歳到達後の受け皿（幼稚園等の満3歳児受入れ）が十分でないという課題が指摘されており、その引上げを求める意見もある。
- まずは、幼稚園等に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により、満3歳到達児に円滑な接続が行われるよう努めるべきである。その上で、満3歳児クラスの設置の実態を踏まえつつ、対象年齢の上限の在り方について検討を進めることが考えられる。

#### 4 こども誰でも通園制度の効果検証について

- 1～3で述べてきた課題を含め、こども誰でも通園制度の改善を図っていくためには、こども誰でも通園制度の効果検証を行った上で、その結果に基づき制度や運用の見直しを進めていく必要がある。
- まずは、こども誰でも通園制度が全国で適切に実施されるかという点を把握することが重要であり、総合支援システム等を活用しながら、実施状況を随時把握し、確認していくことが求められる。
- その上で、こども誰でも通園制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認するため、保護者、保育者、自治体等の関係者へのアンケート等を通じた調査を実施することにより、制度を利用したこどもの状況等への影響等について検証を進め、事業の評価を行っていく必要がある。
- こうした効果検証の取組については、継続的に実施していくことが

重要であるとともに、その結果に基づき適切な制度見直しを講じていくことが求められる。

#### 第4 おわりに

○ 本とりまとめは、令和8年度の本格実施に向けた検討の方向性を整理したものであり、こども家庭庁には、本とりまとめを踏まえて、令和8年度の本格実施に向けた準備を進めるとともに、中長期的な課題については検討を継続することを求める。

なお、こども誰でも通園制度の中長期的な課題の検討に当たっては、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。